

平成 27 年 4 月検針分から下水道使用料が変わります

下水道事業の経営基盤の強化と公費負担の適正化を図るため、平成 27 年 4 月検針分（平成 27 年 5 月請求分）から下水道使用料を改定いたします。

厳しい経済情勢のなか、皆さんの生活や事業経営に多大なご負担をおかけしますが、より効率的な事業運営と健全経営に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

使用料の比較

下水道使用料（1 か月あたり・消費税込）

現行使用料			改定使用料		
区分	汚水量 (m ³)	単価 (円)	汚水量 (m ³)	単価 (円)	
基本使用料	8 m ³ まで	1,080	8 m ³ まで	1,134	
従量使用料 1 m ³ ごとに	9 m ³ ~ 30 m ³	144.72	9 m ³ ~ 30 m ³	151.2	
	31 m ³ ~	154.44	31 m ³ ~ 50 m ³	172.8	
			51 m ³ ~	189	

下水道使用料比較表（1 か月あたり・消費税込）

水量 (m ³)	現行使用料 (円)	改定使用料 (円)	増減額 (円)	増減率
8	1,080	1,134	+54	+5%
10	1,369	1,436	+67	+4.9%
20	2,816	2,948	+132	+4.7%
30	4,263	4,460	+197	+4.6%
40	5,808	6,188	+380	+6.5%
50	7,352	7,916	+564	+7.7%
60	8,897	9,806	+909	+10.2%
70	10,441	11,696	+1,255	+12.0%
80	11,985	13,586	+1,601	+13.3%
90	13,530	15,476	+1,946	+14.4%
100	15,074	17,366	+2,292	+15.2%
200	30,518	36,266	+5,748	+18.8%
500	76,850	92,966	+16,116	+21.0%
1000	154,070	187,466	+33,396	+21.7%
1500	231,290	281,966	+50,676	+21.9%

なぜ今使用料を値上げするの？

下水道の汚水処理の経費（維持管理費と元利償還金）は下水道使用料収入で賄うことが原則ですが、赤磐市では、経費の3割程度しか使用料収入がないため、一般会計からの繰入金で補っているのが現状です。「受益と負担の公平性」を保つためには、使用料の適正化を図り、一般会計からの繰入金を減らす必要があります。合併以来10年間使用料を据え置いておりましたが、下水道事業の健全な財政運営を確保するため、この度改定を行うこととなりました。

下水道区域内にお住いの皆さん
下水道への接続をお願いします。

下水道は正しく使いましょう

下水道を正しく使わなければ、故障による修繕が必要となり、また不用な汚水の処理費用は皆さんの使用料で賄うこととなります。正しく使って、施設を長く使えるようにご協力をお願いします。

◎水に溶けない紙や紙おむつ、生ごみ、またガソリンなどの危険物は流さないでください。

◎油は、下水道管に徐々に付着し固まり、管のつまりの原因になります。紙でふき取る、市販の凝固剤で固めて燃えるごみで処理するなどして、流さないでください。

◎台所のマスは、月に1回掃除をしましょう。